入　　札　　公　　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１１月１３日

分任支出負担行為担当官
大阪空港事務所長　　真面　昭一

１．工事内容

⑴　工事名　　松山空港ターミナル拡張部道路照明灯設置工事
（電子入札対象案件）

⑵　工事場所　松山空港：愛媛県松山市南吉田町

⑶　工事内容等 入札公告：別紙のとおり

⑷　工　　期　契約締結日の翌平日から　令和９年３月１８日

⑸　本工事は、証明書等の提出、入札を政府電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

⑹　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である（詳細は仕様書による。）。

⑺　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。

２．競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

⑶　開札時までに令和７・８年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「電気工事業」のＡ又はＢ等級に格付けされ、大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年１０月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

但し⑶の再認定を受けている者を除く。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和５９年６月２８日付け空経第３８６号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑹　入札に参加しようとする者（共同企業体にあってはその構成員。）の間に資本関係又は人的関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　当該工事に係る設計業者等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（詳細については、入札説明書を参照すること。）

⑼　予決令第７３条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官大阪空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については入札公告：別紙を参照。）。

⑽　入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

３．入札手続き等

⑴　担当部局

〒560-0036　大阪府豊中市蛍池西町３－３７１

国土交通省　大阪航空局　大阪空港事務所　会計課

電話番号：06(6843)1036　　メール：cab-rjoo-kaikeika@ki.mlit.go.jp

⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

電子調達システム

https://www. p-portal.go.jp/pps-web-biz/

調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク

電話番号 0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

⑶　入札説明書の交付期間及び方法

令和８年１１月３０日　１７時００分まで

1)　電子調達システムにより交付する。

2)　やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記⑴に問い合わせること。

⑷　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間　　令和８年１１月３０日　１７時００分まで

提出場所　　３．（１）担当部局と同じ

提出方法　　申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。

⑸　入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札日時

電子調達システムによる場合

令和８年１２月１７日　１７時００分まで

郵送等による場合

令和８年１２月１７日　１７時００分まで

持参による場合

令和８年１２月１８日　１４時００分まで

提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし､発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに上記担当部局あて郵送又は下記開札場所へ持参すること。なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。

開札日時及び場所

令和８年１２月１８日　　１４時００分

大阪空港事務所　７階　入札室

４．その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

入札保証金　免除

契約保証金　免除

⑶　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定

予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求要件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。なお、落札者となるべき者が２者以上となった場合は、くじにより落札者を決定するものとする.

⑸　配置予定監理（又は主任）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

⑹　専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑺　手続における交渉の有無：無

⑻　契約書作成の要否：要

⑼　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

２.(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も３.(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時において、２.(3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

⑾　その他の詳細

詳細は入札説明書による。

〔入札公告：別紙〕

件名 松山空港ターミナル拡張部道路照明灯設置工事

発注概要：

松山空港ターミナル地区再編に伴い拡張した区域への道路照明灯の設置を行う。

道路照明灯設置（１灯用）	KCE100-2,H=10m	6基
道路照明灯設置（２灯用）	KCE100-2×2,H=10m	1基
低圧ケーブル布設	600V EM-CE3C-3.5sq	385m
端末処理材等		1式

競争参加資格の「予決令第７３条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官 大阪空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。
なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

(1) 次に掲げる対象工事と同種又は類似の工事の施工実績があること。
なお、工事実績が平成２３年４月１日以降に完成し、国土交通省が発注した工事の場合にあっては、工事成績評定点が６５点未満のものを除くこと（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合に限る）。

・同種工事

道路照明灯、街路灯の新設、更新又は改修　建柱及び灯具設置を含むものに限る。

・類似工事

屋外照明の新設、更新又は改修

(2) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

・主任技術者は、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

・(1)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、企業の施工実績と同一の工事である必要はない。

・主任技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。）なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。

(3) 令和6年4月1日以降に完成し、工事成績評定点の通知を受けた工事のうち、大阪航空局から受注した「電気工事業」に係る全ての工事成績評定点を合計し、一件あたりの平均が６５点以上であること。
ただし、大阪航空局から受注した当該実績がない場合又は工事成績評定点の通知を受けていない場合はこの限りではない。